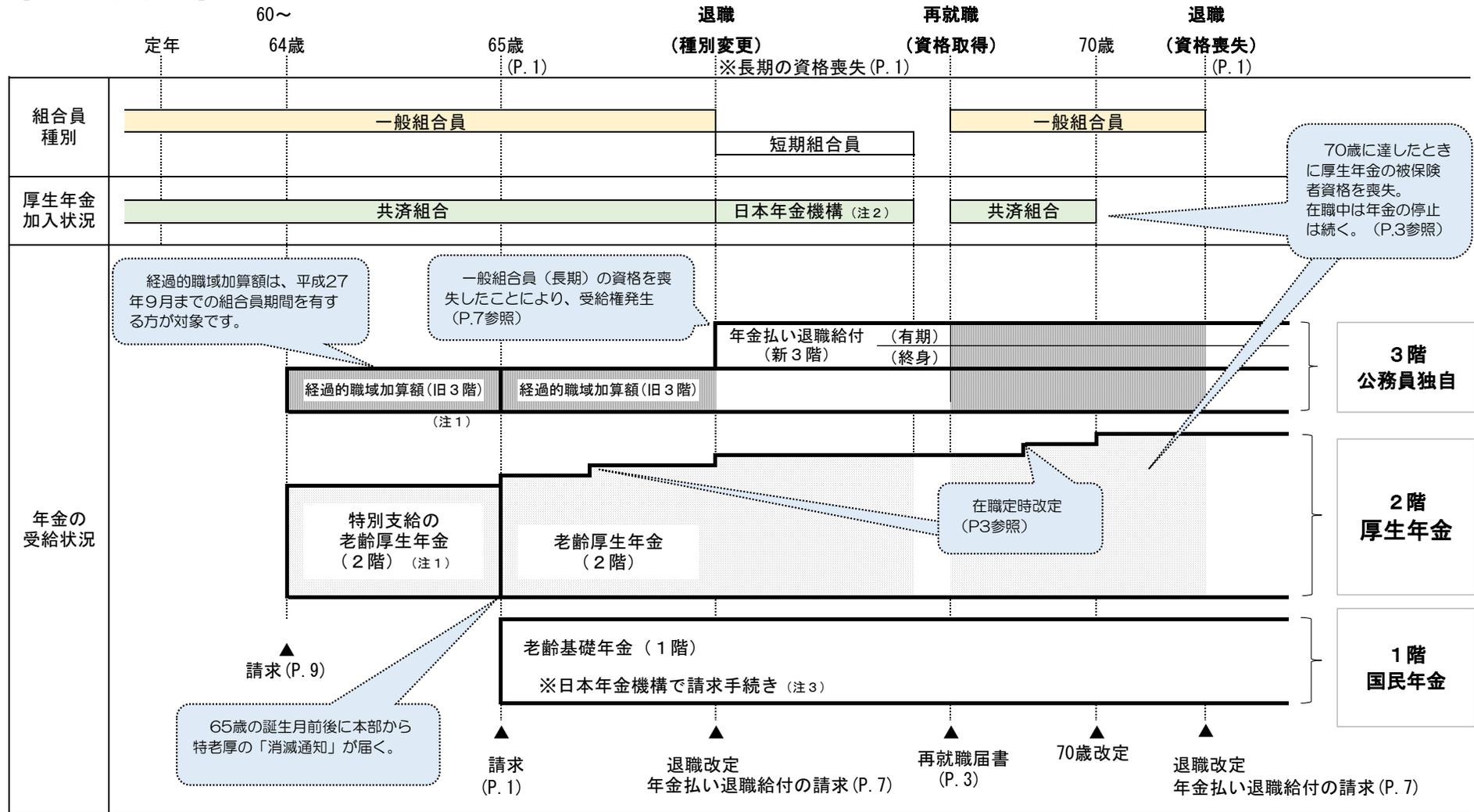


【年金に係る手続き例】



…支給停止
 …全額又は一部支給停止

} P3参照

注1 S28. 4. 2～S36. 4. 1生まれの方は、65歳前に特別支給の老齢厚生年金、経過的職域加算額 (H27. 9までの期間を有する方が対象) が支給されます。(P. 9参照)

注2 短期組合員の期間に係る老齢厚生年金は、日本年金機構 (年金事務所) での手続きが必要です。

注3 公的年金加入期間が公務員の共済組合のみの場合は、最後の共済組合を通じて請求します。

※ 経過的加算額は省略しています。
 ※ 条件に該当する配偶者等がある場合は、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。(P. 2参照)